

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年6月台東区条例第27条)別表第1第6の項 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)により東京都台東区(以下「区」という。)が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条 | 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | この条例は、(心身障害者)に対し、医療費の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月東京都条例第20号)心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年6月規則第113号)特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月条例第106号) |